

(案)  
協定販売に関する協定書

別記第6号様式 その1

協定販売に関し、日高振興局長(以下「甲」という。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)は、令和 年 月 日から令和8年3月31日 まで下記により協定する。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道  
北海道日高振興局長 生田 泰 ⑩

乙(素材生産業者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

丙(木材加工業者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙、丙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 乙は丙に対し丙が必要とする素材(丸太)を供給するよう努めるものとする。

第5条 甲と乙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第6条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。

第7条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙、丙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 乙、丙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 乙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 乙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 乙が道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき

(6) 丙が要領第6の5に定める資格を満たさなくなったとき

(7) その他甲が協定の解除が相当であると認めたとき

第9条 乙は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない。

第10条 乙、丙は要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙、丙が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

大径木の加工が可能な機械を所有している、ひだか南森林組合へ道有林材を供給することで、大径木の高付加価値利用を図る。

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年度	林小班	面積 (ha)	樹種	伐採種	本数 (本)	立木伐採量 (m <sup>3</sup> )	備考
令和 5 年度	32-59,83,88	30.19	トドマツ	間伐	6,003	2,858.62	
	35-64,65	5.50	トドマツ	間伐	1,182	734.20	
	合計	35.69			7,185	3,592.82	
令和 6 年度	170-57	6.56	トドマツ	主伐	4,052	2,810.75	
	173-59	5.50	トドマツ	間伐	1,252	435.46	
	合計	12.06			5,304	3,246.21	
令和 7 年度	81-56,60	13.72	トドマツ	主伐		3,400	
	合計	13.72				3,400	

1 取組内容

(1)協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組を含む。)
(2)生産性の向上(施業集約化・効率化によるコスト縮減、造材作業システムの工夫、枝条整理等)
(3)環境への配慮(残存木の保全、集材路の土砂流出対策、路網の使用、生物多様性保全等)
(4)その他

協定森林整備計画書

別記第6号様式別紙(その2)

2. 事業計画

年度	素材生産計画							製品加工計画(共同申請の場合のみ)					
	材種	樹種	納入 予定先	用途 (概略)	用途 番号	納入 予定 数量	備考	用途 番号	最終製品 (詳細)	原木消費 (受入) 予定量	最終製品 生産予定量	備考	
令和 5 年度	一般材												
		計											
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												
	令和 6 年度	一般材											
計													
パルプ													
		計											
その他													
		計											
合計													
令和 7 年度		一般材											
	計												
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												

注) 「素材生産計画」における「用途」と「製品加工計画」における「最終製品」との関連がわかるように共通する「用途番号」を付してください。